

市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：
<http://www.city.annaka.gunma.jp>
メールアドレス：
kouhou@city.annaka.gunma.jp

◎おもちゃ花火は楽しく安全に

花火遊びの季節になってきました。せっかくの楽しい花火も、遊び方を間違えると、ケガをしたり、火事になったり大変危険です。花火を楽しく、そして安全に遊ぶために、次の点に注意しましょう。

- ◎水バケツは必ず準備しましょう。
- ◎花火は広い場所でしましょう。
- ◎花火を人や家に向けては絶対にいけません。
- ◎大人と一緒に花火をしましょう。
- ◎風の強いときは花火をしてはいけません。

◎ホワイエを開放します

文化センターでは、夏休みの間(7月18日(土)～8月31日(月))、ホワイエを開放します。

ホワイエとは文化センター内のホール入口前の空間です。図書館の閲覧室が混雑して使えないときなどにお気軽にご利用ください。

※貸出処理をしていない図書の持ち込みや他の人に迷惑をかける行為はおやめください。

※ホールで催し物があるときは使用できません。

問合せ▶安中市文化センター
(☎381-0586)

◎家庭児童相談をご利用ください

市では、専門の相談員(家庭児童相談員)が家庭児童に関するさまざまな相談に応じています。子どもとうまく関われない、ついイライラしてしまうなど、子どもに関する心配ごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

相談日時▼月～金曜日(※祝日を除く)
午前9時～午後4時

相談窓口▼困り子ども課

相談内容▼子育てや、家庭の悩みに関する
こと、児童虐待に関すること、DVに関する
ことなど

相談方法▼

電話相談：相談専用直通電話

(☎382-8005)

面接相談：困り子ども課にお越しください

(相談室を使用します)

※訪問相談などで相談員が不在の場合もあり
ますので、面接による相談の場合は、
事前にお電話をください。

問合せ▼困り子ども課子ども育成係

(☎内線1161)

◎地籍調査実施区域のおしらせ

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。

※来年度は安中市松井田町五料の甲中木・乙中木を予定しています。

実施区域およびその隣接の土地所有者の皆さんには、後に説明会開催の通知をいたしますので、事業の推進にご協力ください。また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺には測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。

問合せ▼国土地建設課国土調査係

(☎内線2144)



○平成27年度の実施区域
安中市松井田町五料字甲西尾・乙西尾
(○で囲まれた地域)

難病患者医療費助成制度・障害者総合支援法の対象疾病が7月1日から拡大

●難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)が、110疾病から306疾病に拡大されました。

制度を利用すると所得に応じて指定難病に関する医療費の自己負担限度額が設定され、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションなどで助成を受けることが可能となります。

対象となる疾病の一覧は、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/)をご覧ください。

また、制度についての相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。

申請・問合せ▶安中保健福祉事務所(☎381-0345)

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

●障害者総合支援法の対象疾病が、151疾病から332疾病に拡大されました。

障害者手帳をお持ちでなくても、支援が必要と認められた場合は福祉サービスが受けられます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ▶困福祉課障害福祉係(☎内線1154) 困保健福祉課福祉子ども係(☎内線2155)